

第4回 佐伯市廃棄物減量等推進審議会



ケーブルテレビさいき：8月22日放送 さいきほっとタイムから

～未来につなぐ
ごみ処理を考えよう～

令和4年8月25日(木)
10:00～12:00

本日の予定

- 1 開 会 10:00～
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事
 - 議題1 収集方法とごみ処理手数料の見直しについて（諮問）
10:10～10:35
 - 議題2 収集方法とごみ処理手数料の見直しについて（審議）
10:35～11:30
- 4 その他
 - (1) 今後の予定 11:30～11:35
 - (2) 第2次ごみ処理基本計画（仮称）の策定状況 11:35～11:50
- 5 閉 会

ごみの収集方法とごみ処理手数料の見直しについて

第4回佐伯市廃棄物減量等推進審議会

市民生活部 清掃課

1 経過概要

現在の佐伯市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画は、平成 21(2009)年度から令和5(2023)年度までの15年間となっており、現在、第2次計画の策定作業を進めていますが、その中でごみ処理の現状と課題を明らかにし、課題解決に向け収集体制と手数料の見直しを行うこととしました。

令和3年度から第2次計画の策定作業をスタート

R3. 11. 11	第1回廃棄物減量等推進審議会	・・・ 検討すべき項目を決定	→ <u>2の(1)</u>
R4. 1. 28	教育民生常任委員会	・・・ 所管事務調査として経過報告	
R4. 3. 23	第2回廃棄物減量等推進審議会	・・・ 基本の考え方への意見	→ <u>2の(2)</u>
R4. 4月	市民アンケート	・・・ 家庭ごみの排出方法や施策に関する意見調査	→ <u>2の(3)</u>
R4. 6. 21	教育民生常任委員会	・・・ 所管事務調査として経過報告	
R4. 7. 7	第3回廃棄物減量等推進審議会	・・・ 事務局案への意見集約	→ <u>2の(4)</u>
R4. 8. 25	第4回廃棄物減量等推進審議会	・・・ 諮問、答申	

2 検討経過(抜粋)

(1) 第1回 廃棄物減量等推進審議会・・・現状と課題を説明し、検討すべき項目を共通認識

- ・ 粗大ごみの収集体制が全域で統一されていない。
- ・ 多量ごみ収集が様々なニーズに対応していない。
- ・ 一人当たりのごみ排出量が増加傾向である。
- ・ 粗大ごみの排出量が増加傾向である。
- ・ 処理施設の老朽化対策が必要だが、費用が高額



【検討すべき項目】

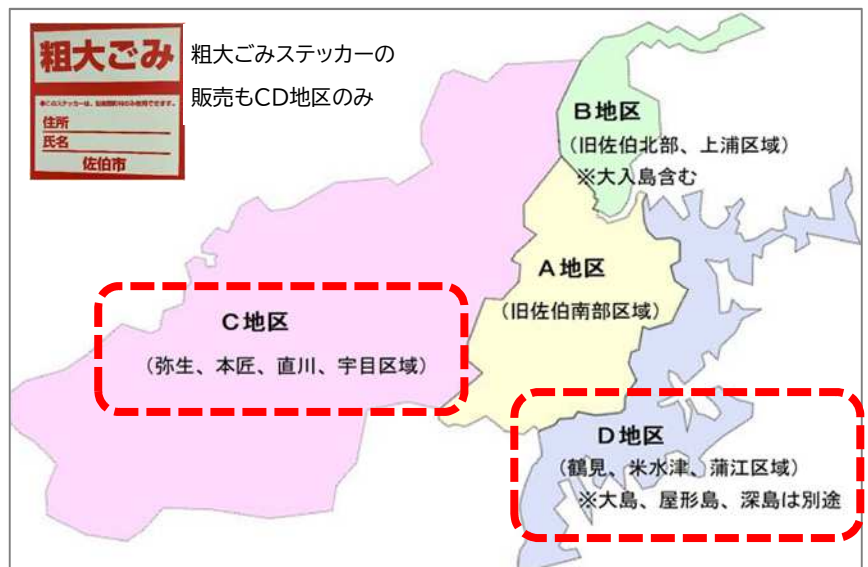
- 1 収集体制の見直し
粗大ごみ定期収集と多量ごみ収集の方向性
- 2 ごみ処理手数料の見直し
排出量に応じた費用負担の考え方を整理

イメージ「粗大ごみ定期収集の見直し」

粗大ごみを集積所に出せるのは
C、D地区のみ(AB地区は×)



粗大ごみステッカーの
販売もCD地区のみ



(2) 第2回 廃棄物減量等推進審議会・・・グループ討論により基本的な考え方を意見集約

粗大ごみ収集体制の統一、手数料の値上げについて、各グループの考え方を発表

1班 住民グループ	粗大ごみ収集は統一に向け手法を検討すべき。民間活力の利用も検討すべき。手数料の値上げは理解できるが、値上げ幅について要検討。
2班 環境・事業グループ	粗大ごみ収集は見直すべき。民間活力は必要なので選択肢を増やした方がよい。手数料の値上げはやむを得ないが段階的に上げてもらいたい。
3班 処理業グループ	粗大ごみ定期収集を廃止し、有料収集を値上げし、民間ではなく市直営か委託で対応すべき。手数料は安すぎる。

(3) 市民アンケート…4月1日から4月28日まで実施 回答数 805件

主な質問内容	第1位回答	第2位回答	第3位回答
2-1 燃えるごみで使う袋	45ℓ(黄色)袋 (91%)	20ℓ(白色)袋 (4%)	両方とも (4%)
3-5 戸別収集いくらなら利用したいか	利用しない。自分で運ぶ。(328件、41%)	軽トラ 3,000円程度 (317件、39%)	利便性が上がれば高額でもよい(102件、13%)
4-1 住民負担の考え方は、どちらが近い	多く出す人が負担すべき (515件、64%)	量に関係なく税金で負担すべき(271件、34%)	未回答(19件、2%)
4-4 エコセンター番匠への搬入料金の見直しは	単純従量制が良い (519件、64%)	定額制が良い (143件、18%)	わからない (133件、17%)
5-1 ごみ処理料金の使い道として妥当なものは?	処理経費や施設整備 (589件、73%)	環境美化や集積所の補助 (126件、16%)	ごみ減量や3Rの推進費 (79件、10%)

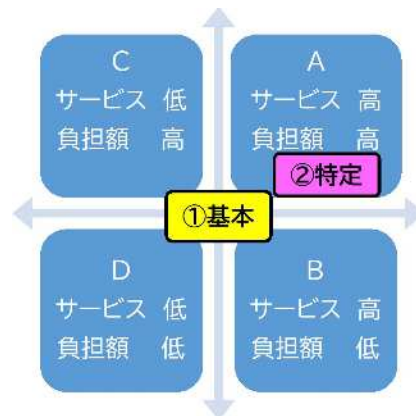
(4) 第3回 廃棄物減量等推進審議会…事務局案に対する意見をグループと全体とで集約
全体としては、「概ね賛成」との意見をいただいた。

***** 参考【費用負担の考え方】 *****

○基本的な考え方

受益者負担の考え方として、①「全員が利用するサービス」を基本の負担率として設定し、②「特定の人しか利用しないサービス」は負担割合を高く設定することで、公正化が図れます。

具体的には、ほとんどの市民が利用する「指定ごみ袋制ごみ処理手数料」は①に該当し、自己都合でエコセンター番匠に自己搬入する「搬入ごみ手数料」や引っ越しなどによる「多量ごみ収集手数料」は②に該当します。

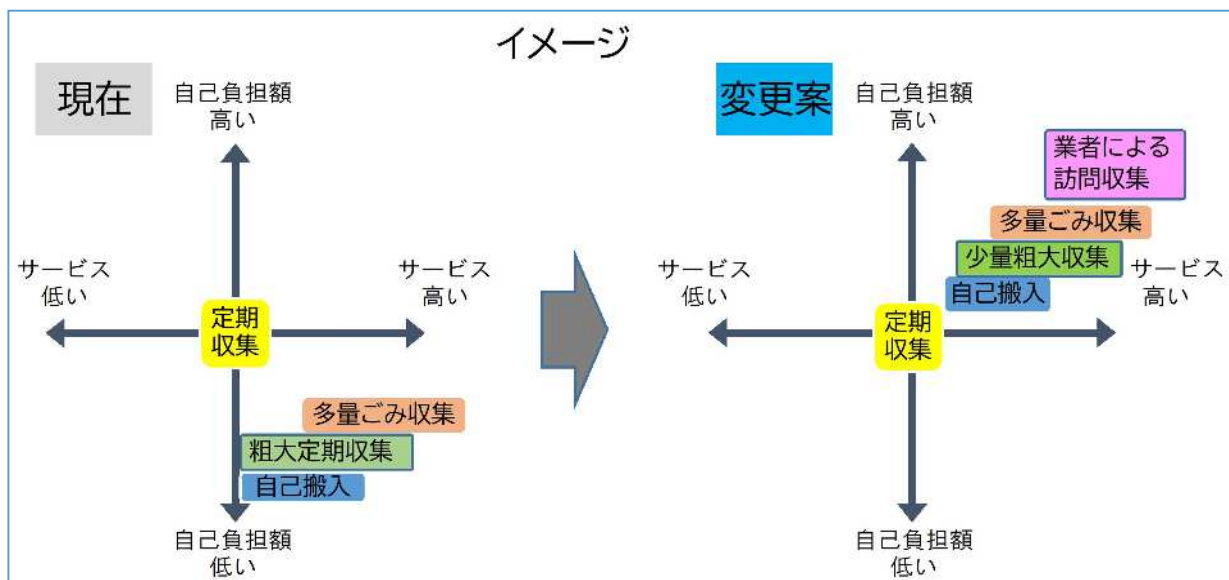


○自己負担額の見直しイメージ

前項の基本的な考え方を導入し、多くの人利用する指定ごみ袋による「定期収集」を基本とし、特定の人しか利用しないサービスの負担額は高く設定します。

日常生活ごみの「定期収集」をメインとすることで、収集運搬の効率化や環境負荷の低減(自家用車ではなく乗合バスを使うイメージ)が図れます。

また、高齢化等による運転困難者への利便性を図るため、新たに少量粗大ごみの戸別収集や市認定許可業者による訪問収集も検討します。



3 ごみの収集方法の見直し（変更案）

区分		現行	変更案	頻度	備考	
生活ごみ	燃えるごみ	定期収集 (ABCD委託)	変更なし	1週間に2回	集積所(指定ごみ袋)	
	燃えないごみ			4週間に1回		
	資源(ビン、缶、ペット、紙)			2週間に1回	集積所	
	ア 乾電池・蛍光灯	旧佐伯市外	定期収集 (BCD委託)	定期収集 (ABCD委託)	1週間に2回	集積所(変更なし)
		旧佐伯市内	拠点収集 (市直営)			拠点→集積所へ
	小型家電		拠点収集 (市直営)	変更なし	1週間に2回	拠点の公共施設
	イ 粗大ごみ		定期収集 (CD委託)	廃止	——	定期収集を廃止
イ 少量の粗大(1組まで)		—	戸別収集 (市直営)	4週間に1回 (予約制)	自宅前(シール制)	
一時的	ウ 家庭から出る多量ごみ	戸別収集 (市直営)	変更なし	予約制	自宅前(現金制)	
		—	訪問収集 (許可業者)	予約制	屋内からの搬出も可能(業者設定)	
事業系ごみ(一般廃棄物)		許可業者 (自己搬入)	変更なし	随時	自己搬入又は許可業者	



見直し案による変更点

- ア 乾電池・蛍光灯** 旧佐伯市内では拠点回収のみであったため、集積所に出すことができるよう、全域で定期収集を開始
- イ 粗大ごみ** 市内全域で統一し、集積所まで運ばず家の近くに出せるよう、地区ごとに収集日を設定し、予約制での戸別収集を開始
- ウ 多量ごみ** 家から運び出すのが困難な人のニーズに応えるため、新たに搬出から収集運搬までを含めた「訪問収集」の実施に向け、廃掃法の基準を満たす業者の認定許可制度を確立

4 ごみ処理手数料の見直し（改定案）

区 分		現 行	改定案	備 考	
家庭 ごみ 収集	指定ごみ袋（大）	30円/枚	変更なし	集積所	
	指定ごみ袋（小）	15円/枚	変更なし		
	ア 粗大ごみシール	100円/枚	500円/枚	集積所→戸別収集へ	
	イ 一時的に 多量に排出 されるごみ	大型車	4,400円/台	18,700円/台	戸別収集
		中型車	2,200円/台	8,800円/台	
小型車		1,100円/台	3,300円/台		
特定家庭用機器廃棄物		2,200円/台	変更なし	家電リサイクル対象品	
ウ 犬、猫等の死体収集		550円/体	1,100円/体	戸別収集 (公共の場所を除く。)	
自己 搬入	エ 一般家庭からのごみ	50kgまで 50円 100kgまで 100円 100kgを超えると 50円/10kg	100円/10kg	単純従量制へ (指定ごみ袋入りと資源物 のみは無料)	
	事業活動に伴うごみ	100円/10kg	変更なし		

※ 「犬、猫等の死体」について

現条例の手数料は、「飼い犬、飼い猫等」とされている。(年間10件程度の手数料収入)

(犬、猫等の死体処理の届出)

第13条 占有者等は、その土地又は建物内の犬、猫等の死体を自ら処理することが困難なときは、直ちに市長に届け出なければならない。この場合において、死体は、他の廃棄物と区別しておかななければならない。

【別表】の手数料 **飼い犬、飼い猫等の死体** → 1頭につき 550円

改定案では、現在無料としている野良猫等について、個人の敷地等で収集した場合は、有料に統一する。

【現在の対応】

路上や水路、民地等にある野生動物や飼い主が不明な動物の死骸飼主等が不明の動物死骸は、土地又は建物の占有者(管理者)が、自らの責任で適正に処理する必要があります。

(1) 管理者による対応

- ・国道10号線や直轄区間の番匠川 ⇒ 国土交通省
- ・その他国道や県道、県管理河川等 ⇒ 土木事務所
- ・市道や水路 ⇒ 佐伯市(建設課など)

(2) 清掃課による対応 → 【野良猫等は無料】

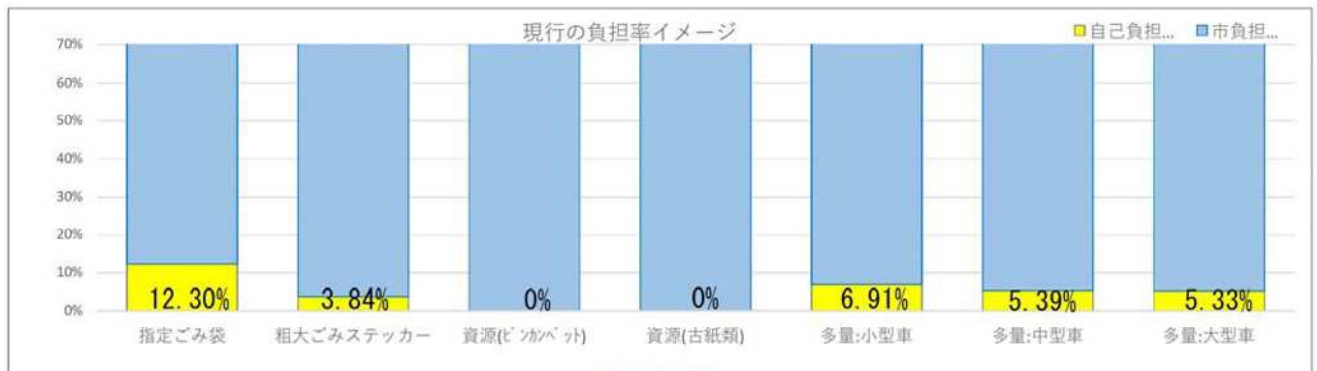
個人の敷地内等の場合は、清掃課(収集担当・東浜収集センター)が収集していますが、即時に対応できない場合もあるため、住民から早急な撤去要望があれば、振興局でも対応しています。(振興局設置条例施行規則の事務分掌で「犬、猫等の死体処理」あり。)

休日・時間外の問い合わせ等には「翌営業日に収集する。」と住民に伝えお願いすべきですが、当日収集できない場合や交通安全上支障がある場合は、「片寄せて段ボール等でカバーする。」などの初期対応を住民にもお願いしています。死骸の損傷が激しいなどで強い要望があれば、振興局で収集・保管しておきます。

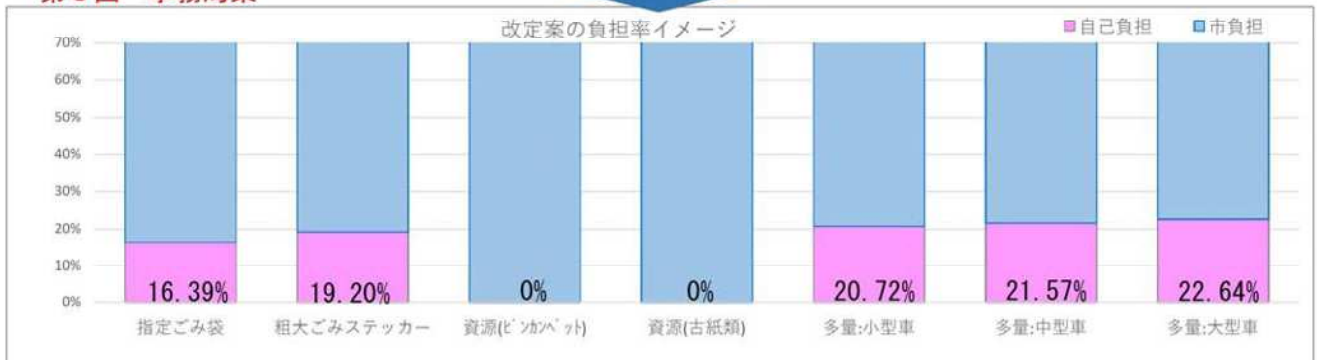
収集運搬	区分	処理経費 (円)	収集量 (kg)	処理単価 (円/kg)	処理 重量	処理原価 (A)	自己負担 (B)	市負担 (A-B)	自己負担率 (B/A)	
現行	委託	指定ごみ袋	4,108,020,000	70,568,700	58.21円	4kg	244円	30円	214円	12.30%
		粗大ごみステッカー	22,124,000	169,910	130.21円	20kg	2,604円	100円	2,504円	3.84%
		資源(ビンカパ [®] ット)	285,840,000	3,684,770	77.57円	3kg	233円	0円	233円	0.00%
		資源(古紙類)	145,614,000	4,875,120	29.87円	4kg	119円	0円	119円	0.00%
	直営	多量:小型車	363,867,000	3,656,000	99.52円	160kg	15,923円	1,100円	14,823円	6.91%
		多量:中型車				410kg	40,803円	2,200円	38,603円	5.39%
		多量:大型車				830kg	82,602円	4,400円	78,202円	5.33%



改定案	委託	指定ごみ袋	4,108,020,000	70,568,700	58.21円	4kg	244円	40円	204円	16.39%
		直営	粗大ごみステッカー	22,124,000	169,910	130.21円	20kg	2,604円	500円	2,104円
	委託	資源(ビンカパ [®] ット)	285,840,000	3,684,770	77.57円	3kg	233円	0円	233円	0.00%
		資源(古紙類)	145,614,000	4,875,120	29.87円	4kg	119円	0円	119円	0.00%
	直営	多量:小型車	363,867,000	3,656,000	99.52円	160kg	15,923円	3,300円	12,623円	20.72%
		多量:中型車				410kg	40,803円	8,800円	32,003円	21.57%
		多量:大型車				830kg	82,602円	18,700円	63,902円	22.64%



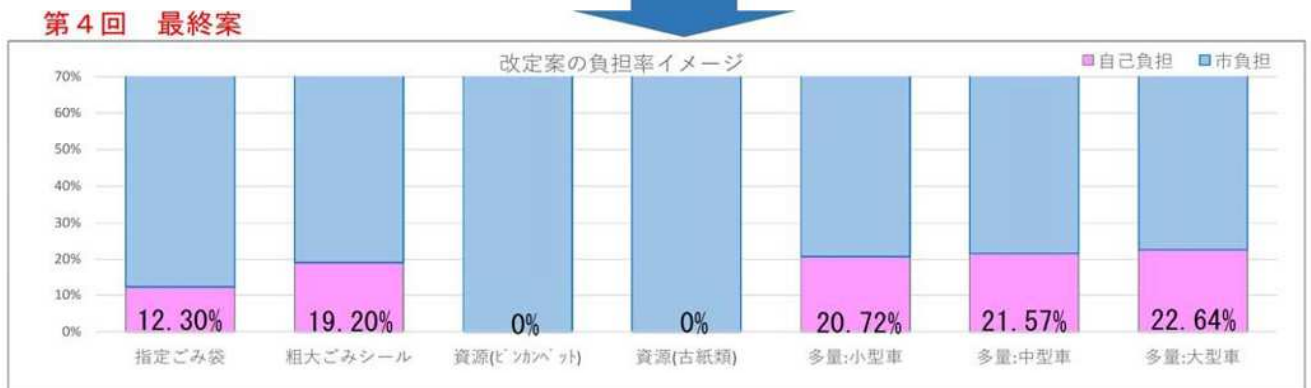
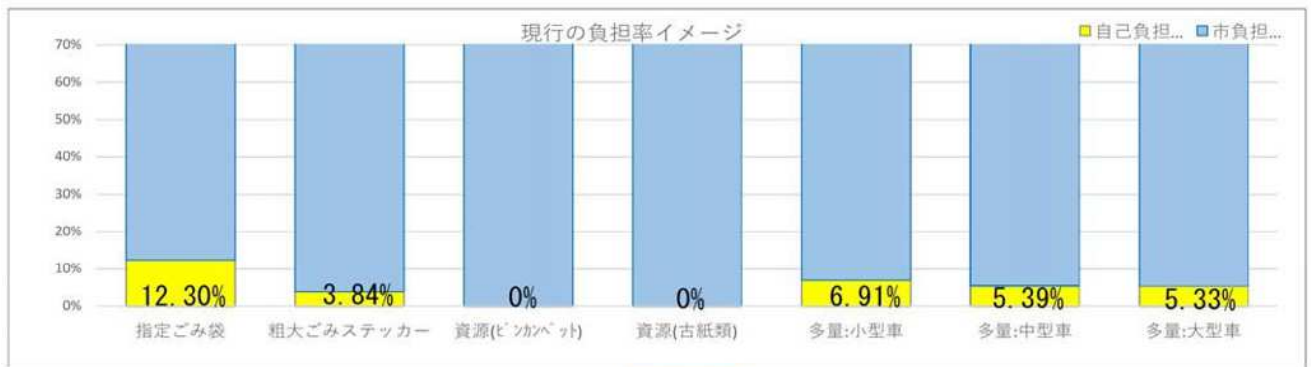
第3回 事務局案



収集運搬 区分		処理経費 (円)	収集量 (kg)	処理単価 (円/kg)	処理 重量	処理原価 (A)	自己負担 (B)	市負担 (A-B)	自己負担率 (B/A)	
現行	委託	指定ごみ袋	4,108,020,000	70,568,700	58.21円	4kg	244円	30円	214円	12.30%
		粗大ごみステッカー	22,124,000	169,910	130.21円	20kg	2,604円	100円	2,504円	3.84%
	資源(ビンカペット)	資源(ビンカペット)	285,840,000	3,684,770	77.57円	3kg	233円	0円	233円	0.00%
		資源(古紙類)	145,614,000	4,875,120	29.87円	4kg	119円	0円	119円	0.00%
直営	多量:小型車	363,867,000	3,656,000	99.52円	160kg	15,923円	1,100円	14,823円	6.91%	
	多量:中型車				410kg	40,803円	2,200円	38,603円	5.39%	
	多量:大型車				830kg	82,602円	4,400円	78,202円	5.33%	

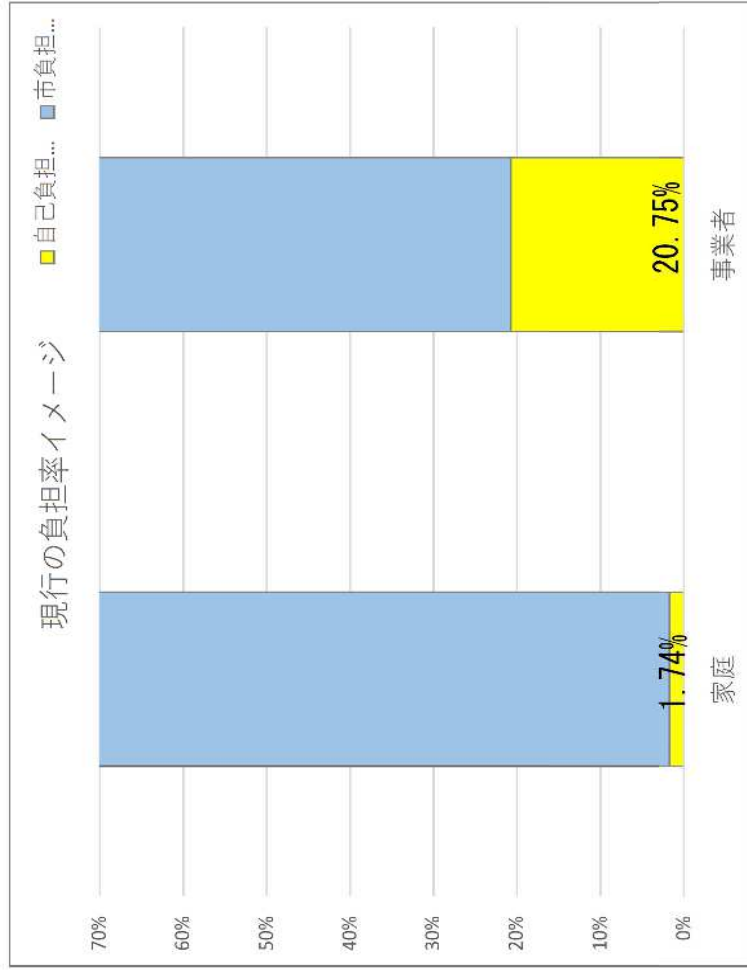


収集運搬 区分		処理経費 (円)	収集量 (kg)	処理単価 (円/kg)	処理 重量	処理原価 (A)	自己負担 (B)	市負担 (A-B)	自己負担率 (B/A)	
改定案	委託	指定ごみ袋	4,108,020,000	70,568,700	58.21円	4kg	244円	30円	214円	12.30%
	直営	粗大ごみシール	22,124,000	169,910	130.21円	20kg	2,604円	500円	2,104円	19.20%
	委託	資源(ビンカペット)	285,840,000	3,684,770	77.57円	3kg	233円	0円	233円	0.00%
		資源(古紙類)	145,614,000	4,875,120	29.87円	4kg	119円	0円	119円	0.00%
	直営	多量:小型車	363,867,000	3,656,000	99.52円	160kg	15,923円	3,300円	12,623円	20.72%
		多量:中型車				410kg	40,803円	8,800円	32,003円	21.57%
多量:大型車		830kg				82,602円	18,700円	63,902円	22.64%	



エコセンサー番匠への搬入料金（第4回 最終案）

現行								
搬入区分	5年間の 処理経費 (千円)	5年間の 処理量 (t)	処理単価 (円/kg)	単位 重量	処理 原価 (A)	自己負担 (B)	市負担 (A-B)	自己 負担率 (B/A)
家庭	5,490,372	95,578	57.44円	50kg	2,872円	50円	2,822円	1.74%
事業者	1,567,636	32,511	48.22円	10kg	482円	100円	382円	20.75%



改定案								
搬入区分	5年間の 処理経費 (千円)	5年間の 処理量 (t)	処理単価 (円/kg)	単位 重量	処理 原価 (A)	自己負担 (B)	市負担 (A-B)	自己 負担率 (B/A)
家庭	5,490,372	95,578	57.44円	10kg	574円	100円	474円	17.42%
事業者	1,567,636	32,511	48.22円	10kg	482円	100円	382円	20.75%



議題2 答申書（イメージ）

佐廃審 第 号
令和4年8月 日

佐伯市長 田中 利明 様

佐伯市廃棄物減量等推進審議会
会 長 宮 崎 正 豊

収集方法と手数料の見直しについて（答申）

令和4年8月19日付け佐清第153号で諮問のあった上記のことについて、下記のとおり答申します。

記

1 会議の状況

- (1) 会議の開催日時 令和4年8月25日 午前10時00分から午前11時 分まで
(2) 委員の出席状況 委員総数15名 うち出席者 名 欠席者 名

2 答申の内容

本審議会は、家庭ごみの収集方法を変更すること及びごみ処理手数料を改定することについて、審議を重ねた結果、その内容は妥当であると答申します。

つきましては、収集方法の変更と手数料改定の必要性を市民に広く周知し、理解を得ることを望みます。また、さらなるごみの減量を目指し、持続可能な循環型社会の実現に向け努力されることを期待します。

なお、各項目について、次のとおり意見をつけさせていただきますので、今後の取組の参考として検討されるようお願いいたします。

(1) 収集方法について

ア 乾電池・蛍光灯

【答申】市内で統一することは妥当と考えます。

〔意見〕 廃蛍光灯の安全対策が必要なため、排出方法や注意事項など十分に周知してほしい。

イ 粗大ごみ

【答申】定期収集を廃止し予約制の戸別収集へ変更することは妥当と考えます。

〔意見〕 制度変更に伴う混乱がないよう、注意事項等を十分周知してほしい。

ウ 多量ごみ

【答申】家屋内への訪問収集を許可制にすることは妥当と考えます。

〔意見〕 適切な条件を設け、許可業者への指導を徹底してほしい。

(2) ごみ処理手数料について

ア 粗大ごみシール

【答申】500円に改定することは妥当と考えます。

〔意見〕 集積所方式から戸別方式に変わるCD地区の住民には、丁寧に周知すべき。分離型の大型家具等もあることから、わかりやすい具体例を市民へ十分周知してほしい。

イ 多量ごみ収集

【答申】大型 18,700 円、中型 8,800 円、小型 3,300 円に改定することは妥当と考えます。

〔意見〕料金の改定内容及び注意事項を市民へ十分周知してほしい。また、サービスに応じた負担額であることをしっかり説明してほしい。

ウ 犬、猫等の死体収集

【答申】1,100 円に改定することは妥当と考えます。

〔意見〕管理者・所有者に法律上の管理責任があることを十分周知してほしい。

エ 家庭の搬入ごみ処理

【答申】事業系ごみと同様の 10kg 当たり 100 円に改定することは妥当と考えます。

〔意見〕ごみ処理経費が高額となっており、相応の負担が必要なことを市民へ十分周知してほしい。

(3) その他意見

【手数料の見直しについて】

平成 17 年の市町村合併において有料化の方向で調整検討され、また、過去の佐伯市廃棄物減量等推進審議会では、平成 17 年度から 18 年度にかけ「指定ごみ袋制（有料化）の見直し」を中心に審議を重ねていた経緯がある。その中では、「有料化の継続はやむを得ないとする報告書を提出するが、ごみ処理手数料（販売価格）については主な意見等を踏まえ、引き下げを含めて慎重に検討すること。」とまとめている。（値下げとシール制導入は、それぞれ議会で否決。）

その後、現在に至るまで、審議会では議論されていなかったが、今回の答申に際し、減量促進、受益者負担の公平性の確保等の観点から、ごみ処理原価に基づく受益者負担の考え方を明確にすることができたと思われる。

今後ごみ処理原価を基本に手数料を設定することが望ましいが、排出者となる市民の理解を得るため、ごみの減量化やコスト削減に向けた努力をし、安定的なごみ処理を行うことを願う。

【指定ごみ袋について】

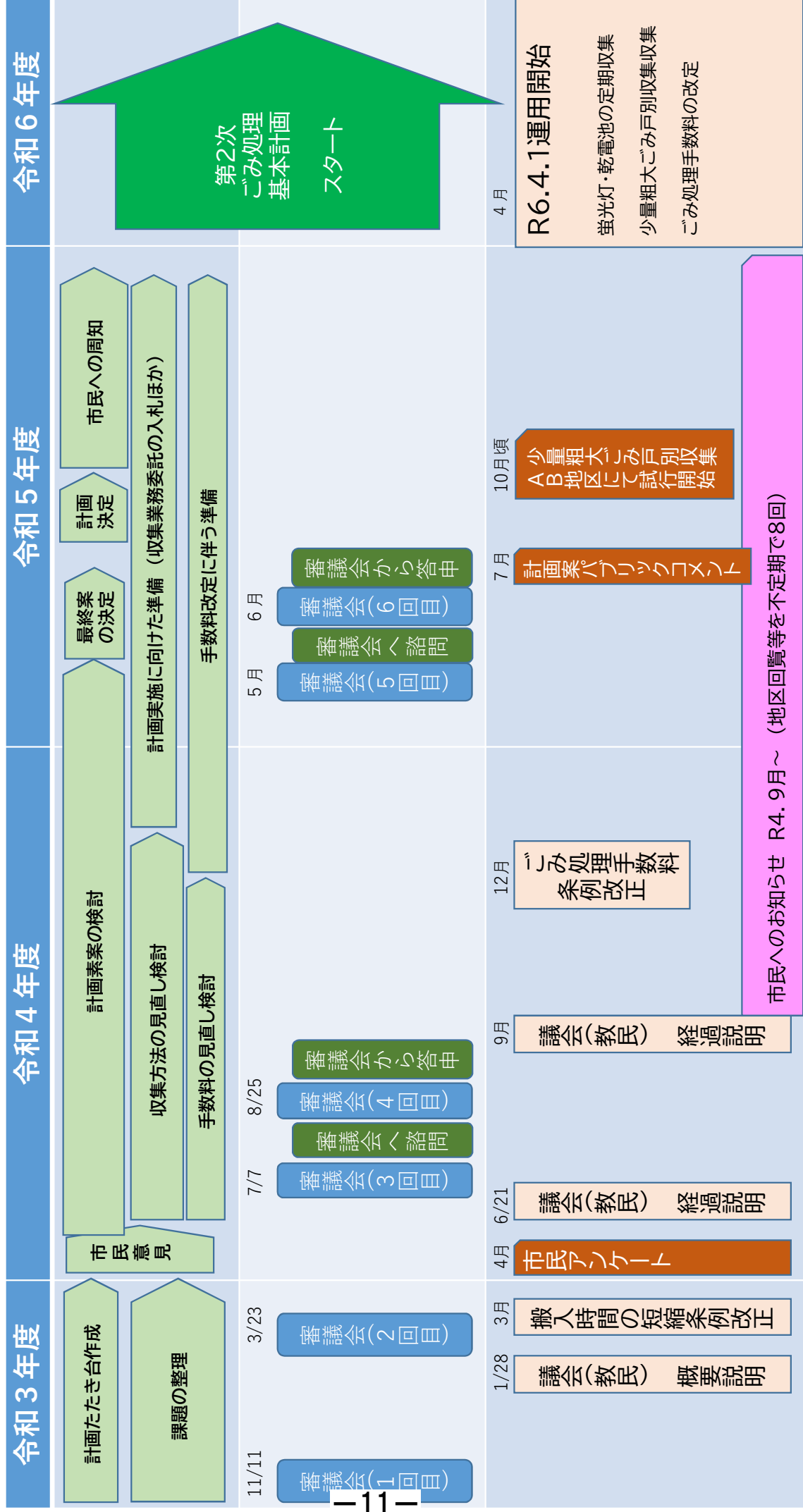
今回は、指定ごみ袋について改定なしとなっているが、高額なごみ処理経費が必要とされる中で、価格を据え置く理由を市民に説明し、さらなる減量の取組への協力が得られるように啓発すべきである。今後ごみ処理経費や排出量を把握するとともに、近隣市町村の動向を鑑みて、適正な額を検討してほしい。

以前提案のあった袋のサイズ変更や料金改定を行う際には、市民への周知を含め十分な準備期間を設ける必要があると考える。

新たな指定ごみ袋制度を検討する場合には、減量が難しい紙オムツの利用者に対する負担軽減措置や、袋の中サイズの 신설を検討してほしい。

関連して、資源となる「その他の紙類」のリサイクルを推進させるため、協力する市民に対し、回収用紙袋の配布等を検討してほしい。

4 その他 (1) 今後の予定・・・全体スケジュール



第2次佐伯市ごみ処理基本計画

令和6年度(2024年度)～20年度(2038年度)



令和5年 月

佐 伯 市

いま、佐伯市では

「ものを大切にし、安心して暮らせる循環型のまち」
の実現を目指しているんだ。

その実現のために大事な『4R』って知ってるかな？

- ・リフューズ(Refuse) ⇒ ごみ発生回避
- ・リデュース(Reduce) ⇒ ごみそのものを減らす
- ・リユース(Reuse) ⇒ 何回も繰り返し使う
- ・リサイクル(Recycle) ⇒ 分別して再び資源として利用する

この4つのことばの頭文字に「R」がついてるから、
『4R』っていうんだ。



目 次

第1章 計画策定について

1 計画策定の目的-----	1
2 計画期間-----	1
3 計画の位置付け-----	2

第2章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理行政の沿革-----	3
2 ごみ処理の流れ-----	4
3 ごみ処理施設の概要-----	6
4 ごみ処理実績	
(1) ごみ排出量の推移-----	7
(2) リサイクル率の推移-----	8
(3) ごみの性状-----	9
(4) 最終処分量の推移-----	10
5 ごみ処理経費の推移-----	11
6 施策評価-----	12
7 課題-----	13

第3章 ごみ処理基本計画

1 計画の基本方針-----	14
2 計画の目標-----	15
3 目標達成のための施策-----	18
4 ごみの分別区分-----	21
5 収集運搬計画-----	22
6 中間処理計画-----	25
7 最終処分計画-----	27
8 ごみ処理に係るその他の計画-----	29
9 計画の進行管理-----	32

資料編

1 ごみ処理量の将来予測と目標-----	33
----------------------	----

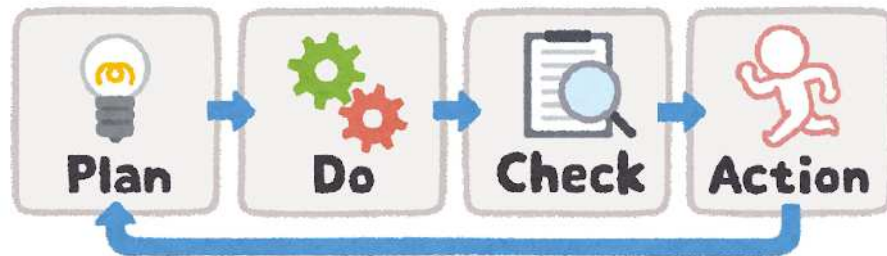
第1章 計画策定について

1 計画策定の目的

ごみ処理基本計画は、佐伯市（以下、「本市」という。）が長期的・総合的視野に立って、計画的に一般廃棄物（ごみ）処理を推進していくために策定するものです。

本市では、平成21年3月に『佐伯市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画』を策定し、その進捗状況に応じて同26年度、29年度の2回見直しを行ってきましたが、令和5年度末でその計画期間が終了しました。

今後、さらなるごみの減量化・資源化を促進し、本市にふさわしい循環型社会の形成を図るため、新たに「第2次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定するものです。



2 計画期間

計画の期間は、令和6年度(2024年度)を初年度として、令和20年度(2038年度)までの15年間とします。

本計画は、概ね5年ごとに見直しを行うこととします。ただし、法令の改正等、廃棄物を取り巻く社会情勢が大きく変化した場合には、必要に応じて見直しを行います。

